

自動車事故報告書	
国土交通大臣 ○○ ○○ 殿 報告書提出時点の大臣名を記載すること	自動車登録番号 国土交通株式会社 住所 宮城県仙台市宮城野区○○-○ 電話番号 ×××-×××-×××× 令和 6 年 5 月 19 日 提出 事故発生日から30日以内に4部提出する
☆発生日時	令和6年4月20日 17時30分
天 候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他
☆発生場所	宮城県仙台市宮城野区原町3丁目 坂下交差点 ☆道路名 国道45号線
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位	被けん引車を伴う場合は、そちらも併せて記載すること （報告するのはけん引車を使用していた事業者） ☆自動車登録番号又は車両番号 仙台100あ○○○○
国土交通株式会社 本社営業所 宮城県仙台市宮城野区○○-×	
☆当時の状況	
当該車両は4/20（水）17：20に本社営業所を出発し、宮城運輸支局へ向かった。国道45号線の左側車線を苦竹方面に60km/hで走行中、事故発生地点の交差点にさしかかった際に、車道を走行していた自転車に気を取られたことで前方にて信号待ちをしていた乗用車に気づくのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず追突した。 この事故で、当該車両の運転者は頭部に軽傷、相手乗用車の運転者が右足の骨を折る重傷を負った。 相手車両に同乗者はいなかった。	
☆◆現場の略図 だれが・いつ・どこで・なにを・どうした の形式で記入すること 可能な限り詳しく記入すること 誰がどの程度の負傷（骨折の部位・度合い）だったのか分かるように記載すること 	
☆当時の処置	被害者の負傷の程度を確認し、消防及び警察に連絡した。 車両を路肩に寄せ、警察が着くまで発煙筒をおいて注意を促した。
☆事故の原因	自転車の気を取られて前方への注意が散漫となった。 また、速度超過によりブレーキが間に合わなかった。 各所への連絡状況 負傷者に対する処置 旅客、積荷等に対する対応などを記載すること
☆再発防止対策	すべての乗務員に対して事故事例として周知するとともに、運行時には周囲の状況に気をつけるとともに安全速度を遵守するよう指導した。
※備考	事業者として講じたものを具体的に記入 事故原因が明らかになってから講ずることとしている場合は、「原因究明結果待ち」と記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること 備考欄には記入しないこと

(裏)

事故の種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	☆危険認知時の速度	60 km/h									
	☆発生順					1										☆危険	10 m									
当該自動車	☆転落の差	m										水深	☆発生時刻	7 左折	8 駐車	9 停車	10 その他									
	☆衝突の種類	1 正面衝突					2 側面衝突					5 物件衝突					当該自動車の事故時の走行等の態様	7 左折	8 駐車	9 停車	10 その他					
概要	種別	①普通		2 小型			3 その他						安全運転支援装置	衝突被害軽減ブレーキ		①有	②無	☆氏名	東北 太郎							
	☆乗車定員	3 人			☆当時の乗車人員			1 人			ドライバー異常時対応システム	1 有		②無	☆年齢	35 才										
要件	☆最大積載量	8000 kg			☆当時の積載量			6000 kg			側方衝突警報装置	1 有	②無	☆経年教	5 年 0 月											
	許可等の必要性	制限外許可		1 有			②無			特殊車両通行許可	1 有	②無	☆自動車運転を職業とする者	本務・臨時の別		①本務		2 臨時								
運	許可等の取得状況	制限外許可		1 有			②無			保安基準の緩和	1 有	②無	☆自動車運転を職業とする者	☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		8 日		☆乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離		0 時間 10 分						
	貨物の内容	1 土砂等		2 長大物品等			3 コンテナ			4 生コンクリート	5 危険物等		6 冷凍、冷蔵品		☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計		勤務日数		1 日		乗務距離		3 km			
積載危険物等	運搬の有無	1 有		②無			この2つの欄は酒気帯び運転を伴う事故の際に記入する ※報告様式 注意書き(23)参照						シートベルト着用状況	①着用		2 非着用		3 非装備								
	種類	1 危険物		2 火薬類			3 その他						替運転者の置	1 有		②無		(交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間		km						
道路等	種類	1 道路(高速自動車国道)		②その他			3 自動車専用道路等						☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1 有		2 無		☆飲酒の時点及びその飲酒量		1 運行前		2 運行中				
	☆道路の幅員	15 m		路肩を含む道路の総幅員を記入する ※歩道は除く									☆過去3年間の事故の状況	0 件		月 日		☆過去3年間の道路交通法の違反の状況		0 件		月 日				
状況	道路の形態	1 直線		2 右曲り			3 左曲り			④交差		5 つづら折り		☆過去3年間の適性診断の受診状況	①有		2 無		(最近の受診年月日) 令和4年2月10日		(適性診断受診場所) 自動車事故対策機構 仙台主管支店		☆最近の健康診断の受診年月日		(最近の受診年月日) 令和6年1月10日	
	路面の状態	①乾		2 湿			3 積雪			4 氷結			☆氏名				☆経年教	年 月			本務・臨時の別	1 本務		2 臨時		
営業所及び運行等の状況	警戒標識の設置	①有		②無			☆当該道路の制限速度		50 km/h			☆経年教	年 月			本務・臨時の別	1 本務		2 臨時							
	踏切の状態	1 遮断機付き		3 その他			2 警報機付き					損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷		業務場所の別	1 車両内		2 車両外				
◆営業所及び運行等の状況	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)		営業所～宮城運輸支局～営業所									シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備		☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日					
	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)	旅行業者の場合には、氏名又は名称、住所のほか旅行業者等の登録番号を記載(1種は観光庁HP、2種、3種は当道府県HPでも確認できる)											☆本務・臨時の別	1 本務		2 臨時		損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷			
安全性優良事業所の認定(貨物のみ)	運送形態	1 下請運送		②その他									☆死亡	1 人		(うち乗客) 人		☆死亡		1 人		(うち乗客) 人				
	☆荷送人の氏名又は名称及び住所	(株) 株式会社		運送会社から依頼を受けて運送をした場合、下請運送とすること									☆重傷	1 人		(うち乗客) 人		☆軽傷		1 人		(うち乗客) 人				
☆荷受人の氏名又は名称及び住所	宮城県	宮城県												☆軽傷	1 人		(うち乗客) 人		運行管理者資格者証番号		宮貨物第〇〇〇号					
	宮城県	宮城県												運行管理者資格者証番号	宮貨物第〇〇〇号		運行管理者資格者証番号		宮貨物第〇〇〇号							

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。